

第 2 次意見（14.12.26）のうち、中期目標に関連するもの（抜粋）

#### 基本的な考え方

< p . 1 >

独立行政法人制度においては、従前の国の機関や特殊法人とは異なり、業務運営の効率化と質の向上を図るため、明確かつ具体的な中期目標及び中期計画の下で、業務執行面の自主性・自律性を発揮させる一方、所期の目標の達成状況を事後に厳格にチェックすることとされている。

このため、独立行政法人の評価においては、目標・計画の明確性・具体性を確保し、当該目標・計画と業務の実績の対比による客観的かつ厳格な評価を、法人を取り巻く諸事情等を適切に考慮に入れた上で行うことが不可欠である。また、これを通じて、マネジメントの改善を含め中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善が適切に進められることが必要である。

#### 中期目標の具体化等

< p . 5 >

##### 【目標・計画の一層の定量化・具体化の検討】

独立行政法人の目標・計画は、評価の尺度となるべきものであり、可能な限り定量的、具体的に設定することが求められている。しかし、制度発足後間もない現段階において、目標・計画が定量的、具体的なものとなっていないケースが少なからずみられる。こうした目標・計画の下においても、業務の実績を定量的に把握し、目標・計画の策定後に定められた評価基準上の定量的な指標や定量的な業績を踏まえた委員間の協議に基づいて評価が行われている場合もある。

したがって、今後、このように定量的、具体的に業務の実績を把握することが可能なものを中心に、できるだけ目標・計画中に定量的な目標値が盛り込まれることとなるよう、独立行政法人評価委員会から法人又は主務大臣における適切な措置の検討を要請すること。また、必要により、目標・計画に定められていない指標を評価基準上において定め、これに基づいて評価を行う場合は、その理由及び当該指標の根拠を評価書に明記すること。

< p . 5 >

##### 【評価尺度として機能していない目標数値等の取扱いの検討】

業務実績が数値目標を大幅に上回る等、目標が評価尺度として機能していないと認められる場合には、このような目標数値等の取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人又は主務大臣における適切な措置の検討を要請すること。

[参考] 評価に当たって中期目標を活用することを特に求めている意見

< p . 2 >

【トップマネジメントの分析・評価の実施】

評価に当たっては、法人のトップマネジメントが、国とは別の法人格を有する法人において自律的な運営を担う組織としての機能を果たしているかといった点についても着眼した分析・評価を行うこと（法人の業務運営全般に責任を有する法人の長が、法人の課題を的確に認識し、かつ、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持っているか。法人の長のリーダーシップを発揮した的確な業務運営が行われているか。法人の長等が業務の状況を把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。理事が法人の長を的確にサポートしているか。法人の監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行っているか等。）。

< p . 3 >

【業務の在り方等の方向を明確にする評価の実施】

評価に当たっては、法人の個別の業務の実施状況の分析を踏まえ、当該業務自体が、法人の業務全体の中で、中期的観点をも踏まえつつ、どのように取り扱われるべきか（継続実施、一部見直し等）が明確になるようなかたちで評価を行うこと。また、その際、法人の設立目的及び中期目標との関係、他機関、地方公共団体、民間等との適切な役割分担の在り方、当該業務をめぐる社会経済情勢等を十分踏まえること。

< p . 7 >

【中期目標を達成するために行われるすべての業務の評価の実施】

運営費交付金や法令に基づく手数料等を充当して行う業務以外の業務であっても、本来業務の範囲内において中期目標を達成するために行われる業務（例えば、法人外部からの受託に係る業務等）を行った場合には、これを独立行政法人評価の対象とすること。

< p . 1 2 >

【受託費の獲得実績等が予算上の目標値とかい離した場合の取扱いの検討】

独立行政法人の予算にかかわる中期目標の達成度合の評価に当たっても、当該目標の達成に係る予算上の具体的な目標値を計画中に適切に設定する等により、その実績等を計画と対比して評価できるようにし、有効な評価とすることが必要である。このため、法人外部からの受託費の獲得実績等が予算上の目標値と継続的に相当程度かい離することとなる等実績と目標の対比が困難になる場合には、このような事態の計画の上での取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請すること。

< p . 1 4 >

【節減目標の具体的な達成状況を定量的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、運営費交付金を充当する経費等について設定した節減目標値の達成を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、節減の起点となる基準額、個々の効率化のための措置による節減額及び全体としての節減額をそれぞれ定量的に把握し、これらの把握結果を評価書等に明記して評価を行うこと。

運営費交付金収入及びその他の収入を充当して行う業務の運営の効率化に関する目標として、運営費交付金充当分について設定した節減目標値のみを掲げている場合には、当該業務全般の効率化について定量的に状況を把握し、その状況をも踏まえた評価を行うことが期待される。

< p . 1 5 >

【単位当たりのコストの削減状況を具体的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、一定の単位当たりのコストの削減を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、単位当たりのコスト及びその削減状況を具体的に把握し、把握結果を評価書等に明記して評価を行うこと。

また、当該単位当たりのコストの削減状況が、法人全体の業務運営の効率化の状況を測るための尺度として適切に機能するものであるかどうかについても各年度十分留意すること。

< p . 1 6 >

【中期目標の達成に向けた弾力的な組織・役職員数管理の観点からの評価の実施】

人事に関する計画実施状況の評価に当たっては、中期計画等に盛り込まれた措置の実施状況の評価にとどまらず、業務の実状等に合わせて、効率的・効果的な組織編成や人員配置等が行われたかどうかを把握し、中期目標の達成に向けた弾力的な組織管理、役職員数管理が適切に行われたかとの観点から評価を行うこと。

特に、大規模な業務を受託した等、計画の段階では予定されていなかった大幅な業務量の変動があった場合には、それに伴って適切な人員配置が行われたか、従前の人員配置が適切であったかといった観点にも留意すること。